

目次

第１章	総則（第１条－第１３条）
第２章	発売（第１４条－第１６条）
第３章	運賃（第１７条－第２１条）
第４章	効力（第２２条－第２５条）
第５章	障害返金（第２６条・第２７条）
第６章	払戻し（第２８条）
第７章	特殊取扱（第２９条・第３０条）
第８章	ＩＣカードの相互利用（第３１条－第３３条）
第９章	雑則（第３４条）

附則

第１章 総則

(目的)

第１条 この規則は、東京地下鉄株式会社（以下「当社」という。）における、訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券による訪日外国人旅行者等（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第２条 当社において旅客の運送等を行う訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券は、この規則の定めるところによる。

２ 当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更に同意したものとする。

- （１）旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
- （２）旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- ３ 当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適切な方法で周知するものとする。
- ４ この規則が改定された場合、以後の訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。
- ５ この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規程（平成１９年４月営業部達第３号。以下「営業規程」という。）及び株式会社パスモが定めるＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯ取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

第３条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）「訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯを媒体とする乗車券等（以下「ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯ」という。）をいう。
- （２）「ＩＣ取扱事業者」とは、株式会社パスモがＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯの取扱いを認める利用事業者の総称をいう。
- （３）「ＩＣ鉄道事業者」とは、前号に規定するＩＣ取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
- （４）「ＳＦ」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯに記録された金銭的価値をいう。
- （５）「大人用ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯ」とは、大人の使用に供するＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯをいう。
- （６）「小児用ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯ」とは、小児の使用に供するＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯをいう。
- （７）「ＩＣ企画乗車券」とは、ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯのうち、ＩＣ鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下「企画乗車券」という。）の機能を付加したものをいう。
- （８）「チャージ」とは、ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯに入金することをいう。
- （９）「レファレンスペーパー」とは、ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯの登録情報を確認できる案内票をいう。
- （１０）「改札機等」とは、ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯの改札を行う機器をいう。
- （１１）「精算機等」とは、ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯの精算及びチャージを行う機器をいう。
- （１２）「最低運賃相当額」とは、第７条第２項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。
- （１３）「乗継駅」とは、別表に規定する接続駅をいう。
- （１４）「乗換駅」とは、営業規程第８３条第１項の乗換駅をいう。

(契約の成立及び適用規定)

第４条 ＴＯＵＲＩＳＴ ＰＡＳＭＯによる旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

２ 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したとき

の定めによるものとする。

(TOURIST PASMOの有効期限)

第5条 TOURIST PASMOは、発売日から起算して28日間を超えて使用することはできない。

(使用方法及び制限事項)

第6条 TOURIST PASMOを使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一のTOURIST PASMOにより改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。

2 TOURIST PASMOを使用して乗車するときは、常にレファレンスペーパーを携帯するものとし、係員からの請求があるときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければならない。

3 出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。

4 TOURIST PASMOのSFを使用して別のTOURIST PASMO、当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

5 入場時に使用したTOURIST PASMOを出場時に使用しなかった場合は、当該TOURIST PASMOで再び入場することはできない。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、TOURIST PASMOを直接改札機等で使用できないことがある。

(1) 入場時にSF残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。

(2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。

(3) TOURIST PASMOの破損、改札機等の故障、停電等により改札機等によるTOURIST PASMOの内容の読取りが不能となったとき。

7 TOURIST PASMOを使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。

8 IC企画乗車券の有効区間内の駅を発駅又は着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第1項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。

9 前条に定める有効期限を超えたTOURIST PASMOは、チャージすることができない。

10 TOURIST PASMO取扱規則に規定する有効期間内であっても、12歳となる年度の3月31日を超えた旅客は、小児用TOURIST PASMOを使用することができない。

11 偽造され、変造され、又は不正に作成されたTOURIST PASMO、SF又は企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第7条 この規則における普通旅客運賃は、前条第1項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した1円単位運賃とする。

1区	1キロメートルから	6キロメートルまで	168円
2区	7キロメートルから	11キロメートルまで	199円
3区	12キロメートルから	19キロメートルまで	242円
4区	20キロメートルから	27キロメートルまで	283円
5区	28キロメートルから	40キロメートルまで	314円

ただし、綾瀬・北千住間相互発着となる場合及び目黒・白金高輪間相互発着となる場合は、キロ程によらず、次の各号のとおりとする。

(1) 綾瀬・北千住間相互発着となる場合 155円

(2) 目黒・白金高輪間相互発着となる場合 168円

3 旅客が前条第1項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、営業規程に定める普通旅客運賃を適用する。

(1) 前条第8項の規定により他の乗車券を併用した場合で、営業規程に定める乗車券で旅行を開始した場合

(2) 前条第8項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について営業規程に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第8条 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(鉄道駅バリアフリー料金)

第9条 第7条第2項(第1号を除く。)に規定した大人片道普通旅客運賃には、鉄道駅バリアフリー料金として1乗車につき10円を加算する。

2 大人片道普通旅客運賃を基準に運賃を算出するものについては、前項により算出した大人片道普通旅客運賃を基準として計算する。

(消費税課税の運賃)

第10条 この規則に規定する運賃については、消費税法(昭和63年法律第108号)の定めによる消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

(旅客の同意)

第11条 旅客は、この規則及び第2条第5項に掲げる規程類を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱区間)

第12条 当社におけるTOURIST PASMOの取扱区間は、営業規程第3条第1号に規定する当社線全線とする。

(制限又は停止)

第13条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 障害返金等の箇所・枚数・時間・方法の制限又は停止
- (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車の制限

2 前項のサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2章 発売

(発売)

第14条 当社ではTOURIST PASMOは発売しない。

(チャージ)

第15条 TOURIST PASMOは、TOURIST PASMO取扱規則の定めによりTOURIST PASMOを処理する機器によりチャージすることができる。

2 TOURIST PASMOを使用して乗車し、出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合及びIC企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつ、SF残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。

3 前項の場合、その不足額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げた額とする。

(SF残額の確認)

第16条 TOURIST PASMOのSF残額は、TOURIST PASMOを処理する機器により確認することができる。

2 TOURIST PASMOのSF残額履歴の表示又は印字はTOURIST PASMO取扱規則の定めにより、TOURIST PASMOの処理を行う機器により行うことができる。

3 前2項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

4 当社においては、TOURIST PASMO取扱規則の定めにかかわらず、第1項及び第2項に定めるSF残額及びSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

第3章 運賃

(運賃の減額)

第17条 旅客がTOURIST PASMOを使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃をSF残額から減額する。ただし、小児用TOURIST PASMOにあっては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間に他のIC鉄道事業者を含む場合であっても、特に認められた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。

3 乗換駅を経由して着駅で出場する場合は、発着区間の片道普通旅客運賃相当額と当該乗換駅における収受額とを比較し、不足額は収受し過剰額は払戻しをしないものとする。

(IC企画乗車券における運賃の減額)

第18条 旅客がIC企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で有効区間外から入場した後、有効区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額又は実際乗車区間の片道普通旅客運賃を減額する。
- (4) 有効期間の開始日前又は有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、実際乗車区間の片道普通旅客運賃を減額する。

(当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第19条 旅客がTOURIST PASMOを使用して入場した後、各IC鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用TOURIST PASMOのSFから減額する旅客運賃にあっては、各IC鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

2 旅客がIC企画乗車券を使用して入場した後、各IC鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から4社局以内の各IC鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5社局以上を連続して乗車した場合であっても、4社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。

- 4 前3項の規定にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
 - 5 IC鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一IC鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
 - (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
 - 6 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。(障害者割引)
- 第20条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引基準(平成19年4月営業部達第20号)、知的障害者旅客運賃割引基準(平成19年4月営業部達第22号)及び精神障害者旅客運賃割引基準(2024年7月営業部達17号)により、割引を受けようとする旅客がTOURIST PASMOによる乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、TOURIST PASMOによる乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC企画乗車券による乗車では第18条の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額又は実際乗車区間の片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前条第1項から第5項までの規定により算出する片道普通旅客運賃相当額又は片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。
 - (2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、前項及び前号に規定する割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。
 - 3 前2項の取扱いは、第6条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示するものとする。(障害者割引運賃の端数処理)
- 第21条 前条の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

- 第22条 TOURIST PASMO取扱区間内において、TOURIST PASMOを使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、TOURIST PASMO1枚をもって1人が使用することができる。なお、大人用TOURIST PASMOから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合は、小児1人が使用することができる。
 - (2) 入場後は、当日限り有効とする。
 - (3) 途中下車の取扱いはしない。
 - (4) 乗継駅及び乗換駅では、SF残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅又は乗換駅での出場ができない。
 - (5) 乗継駅及び乗換駅では、出場から再入場までの時間が60分を超えた場合、乗継及び乗換の取扱いをしない。
- 2 SFをチャージしたIC企画乗車券の有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。
(レファレンスペーパーの再印字)
- 第23条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったとき、紛失したとき等は、速やかに当該TOURIST PASMOを当社に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。
(無効となる場合)
- 第24条 TOURIST PASMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったTOURIST PASMOの取扱いはTOURIST PASMO取扱規則の定めによる。
- (1) 旅行開始後のTOURIST PASMOを他人から譲り受けて使用したとき。
 - (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合又はIC企画乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場したとき。
 - (3) 使用資格を偽って購入した小児用TOURIST PASMOを使用したとき又は小児用TOURIST PASMOを12歳となる年度の3月31日を超えた旅客が使用したとき。
 - (4) 当社の営業規程に定める、乗車券が無効となる事項に該当するとき。
 - (5) 偽造され、変造され、又は不正に作成されたTOURIST PASMO又はSFを使用したとき。
 - (6) 旅客の故意又は重大な過失により、TOURIST PASMOが障害状態となったと認められるとき。
 - (7) その他不正乗車的手段として使用したとき。
(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)
- 第25条 前条各号のいずれかに該当した場合、営業規程の定めにより收受する。

第5章 障害返金

(障害返金)

- 第26条 TOURIST PASMOが障害状態となった場合の取扱いは、TOURIST PASMO取扱規則の

定めるところにより、SF残額の返金の取扱い（以下「障害返金」という。）を行う。この場合、SF残額を返金するために必要な整理票（以下「障害返金整理票」という。）を発行する。

2 前項により障害返金整理票が発行された当該TOURIST PASMOは、旅客が障害返金整理票発行日の翌日以降、当該TOURIST PASMOの有効期限が終了する日の翌日を起算日とした14日以内に次の各号の条件を満たした場合に限り、SF残額の返金を請求することができる。

(1) 旅客が前項により発行した障害返金整理票とともにレファレンスペーパーを提出すること。

(2) 旅客が当該TOURIST PASMOを呈示すること。

3 IC企画乗車券が付加されたTOURIST PASMOの障害返金の取扱いを行う場合は、IC企画乗車券及びレファレンスペーパーを呈示したときに、障害返金整理票を発行する。

4 当該IC企画乗車券の企画乗車券の機能については、営業規程等に準じて取り扱う。

5 第1項及び第3項により当該TOURIST PASMOの障害返金の申出を行った後、旅客はこれを取り消すことはできない。

6 第1項及び第3項にかかわらず、次の各号に該当する場合は、障害返金の取扱いは行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できないとき。

(2) 第24条第7号に該当するとき。

(免責事項)

第27条 この規則に定めのない、TOURIST PASMOの取扱いに関して生じた使用者の損害等については、当社は一切その責めを負わない。

第6章 払戻し

(払戻し)

第28条 旅客は、TOURIST PASMO取扱規則の定めるところにより、SF残額の払戻しを請求することができない。

第7章 特殊取扱

(同一駅で出場する場合)

第29条 旅客は、TOURIST PASMOを使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該SF乗車の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客がIC企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(2) 有効区間外の駅又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃又は別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 次の各号に該当し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の最低運賃相当額を支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(1) TOURIST PASMOを使用して入場した場合

(2) IC企画乗車券を有効区間外の駅又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第30条 IC企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に有効区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については営業規程に定める取扱いによる。

2 旅客が前項以外のTOURIST PASMOを所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該TOURIST PASMOの発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、第2号の取扱いを適用する。

(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還したとき又は当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅又は当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅又は当該駅においてTOURIST PASMOのSF残額から減額する。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカードの相互利用)

第31条 株式会社パスモが相互利用を行う東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Welcome Suica」については、第3条第1号に定めるTOURIST PASMOとして取り扱うこととし、この規則を準用する。

2 前項で定める一部のTOURIST PASMOについては、TOURIST PASMOを処理する機器で使えない場合がある。

3 第1項に定めるTOURIST PASMOにおいて、この規則に定めのない事項については、法令、当社の営業規程及び東日本旅客鉄道株式会社の規則（以下「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

(ICカードの相互利用において取り扱わない業務)

第32条 前条の規定にかかわらず、次の各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 第14条 発売
- (2) 第16条第4項 SF残額の確認
- (3) 第23条 レファレンスペーパーの再印字
- (4) 第26条 障害返金。ただし、本条第1項に定める障害返金整理票は発行する。
(相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い)

第33条 第24条により無効となったカードについては、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取り扱う。

第9章 雑則

(改廃手続)

第34条 この規則の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則 (2026年5月営業部達第4号)

この規則は、2026年5月20日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）当社線と他のIC鉄道事業者線との乗継割引区間においていったん改札を出る場合の接続駅

乗継割引区間 (当社線)	接続駅	乗継割引区間 (他のIC鉄道事業者線)
表参道、外苑前、青山一丁目、 明治神宮前、代々木公園、乃木坂、 北参道各駅	渋谷	(東急線) 代官山、中目黒、池尻大橋、三軒茶屋各駅
田原町、稲荷町各駅	浅草	(東武線) とうきょうスカイツリー・東向島間各駅、小 村井駅
新大塚、茗荷谷、千川、要町、東池袋、 護国寺、雑司が谷、西早稲田各駅	池袋	(東武線) 北池袋・中板橋間各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、 中野坂上、新中野、中野新橋、 東新宿、北参道各駅	新宿	(小田急線) 南新宿・代々木上原駅間各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、 中野坂上、新中野、中野新橋、 東新宿、北参道各駅	西武新宿	(西武線) 高田馬場・中井駅間各駅
中野、落合、早稲田、神楽坂各駅	高田馬場	(西武線) 西武新宿駅、 下落合・新井薬師間各駅
新大塚、茗荷谷、千川、要町、東池袋、 護国寺、雑司が谷、西早稲田各駅	池袋	(西武線) 椎名町、東長崎各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、 中野坂上、新中野、中野新橋、 東新宿、北参道各駅	新宿	(京王線) 初台・笹塚間各駅
表参道、外苑前、青山一丁目、 明治神宮前、代々木公園、乃木坂、 北参道各駅	渋谷	(京王線) 神泉・東松原間各駅
南千住、綾瀬、北千住、西日暮里、 千駄木各駅	町屋	(京成線) 日暮里、新三河島、千住大橋、 京成関屋各駅
錦糸町、住吉各駅	押上	(京成線) 京成曳舟、八広各駅

（2）当社線と東京都交通局が運営する都営地下鉄線との間においていったん改札を出る場合の接続駅

浅草、上野広小路・上野御徒町、日本橋、新橋、青山一丁目、後樂園・春日、本郷三丁目、淡路町・小川町、大手町、新宿三丁目、新宿・新宿西口、中野坂上、仲御徒町・上野御徒町、秋葉原・岩本町、人形町、東銀座、日比谷、日比谷・有楽町、六本木、飯田橋、門前仲町、新御茶ノ水・小川町、市ヶ谷、月島、神保町、水天宮前・人形町、清澄白河、住吉、押上、麻布十番、東新宿
